

「学校法人愛知学院ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

【適合状況判断基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		適合状況
1-1 建学の精神	(1)建学の精神・理念	○
	(2)建学の精神・理念に基づく人材像	○
1-2 教育と研究の目的	(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等	○
	(2)中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	○
	(3)社会的責任等	○

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		適合状況
2-1 理事会	(1)理事会の役割	○
2-2 理事	(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	○
	(2)学内理事の役割	○
	(3)有識者理事の役割	○
	(4)理事への研修機会の提供と充実	○
2-3 監事	(1)監事の責務(役割・職務範囲)について	○
	(2)監事の選任	○
	(3)監事監査	○
	(4)監事業務を支援するための体制整備	○
2-4 評議員会	(1)諮問機関としての役割	○
	(2)評議員から意見を引き出す議事運営に努めます。	○
	(3)評議員会は、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○
	(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。	○
2-5 評議員	(1)評議員の選任	○
	(2)評議員への情報と研修機会の提供	△

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		適合状況
3-1 学長	(1)学長の責務(役割・職務範囲)	○
	(2)学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	○
3-2 教授会	(1)教授会の役割(学長と教授会の関係)	○

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		適合状況
4-1 学生に対して	(1)3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○
4-2 教職員等に対して	(1)教職協働	○
	(2)ユニバーシティ・ディベロップメント	○
4-3 社会に対して	(1)認証評価及び自己点検・評価	○
	(2)社会貢献・地域連携	○
4-4 危機管理及び法令遵守	(1)危機管理のための体制整備	○
	(2)法令遵守のための体制整備	○

第5章 透明性の確保（情報公開）		適合状況
5-1 情報公開の充実	(1)法令上の情報公表	○
	(2)自主的な情報公開	○
	(3)情報公開の工夫等	○

適合状況の解説（点検結果）

2－5－（2）評議員への研修の機会の提供と充実

評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。評議員に対する研修については、研修機会自体を提供できておらず、研修プログラムの必要性を認識しています。なお、十分な審議と意見交換を促進するため、評議員に向け文部科学行政の動向や法改正等の情報提供を行う研修時期、内容について企画立案することにしていきます。